別表第一（第十七条、第四十五条関係）

定期検査	油の排出防止に関する設備等及び油濁防止緊急措置手引書	タンカー	船舶の長さ（メートル）	45未満	45以上70未満	70以上100未満	100以上140未満	140以上180未満	180以上
			金額（円）	25,100	56,100	58,600	63,500	92,700	113,000
		タンカー以外の船舶	総トン数（トン）	10,000未満			10,000以上		
			金額（円）	20,800			24,800		
	有害液体物質の排出防止に関する設備等及び有害液体汚染防止緊急措置手引書		船舶の長さ（メートル）	45未満	45以上70未満	70以上100未満	100以上140未満	140以上180未満	180以上
			金額（円）	17,700	24,500	29,300	35,200	50,800	65,400
	ふん尿等の排出防止に関する設備		最大搭載人員（人）	200未満	200以上400未満	400以上600未満	600以上800未満	800以上1,000未満	1,000以上
			金額（円）	15,600	17,600	19,700	21,800	23,800	25,900
	大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書	原油タンカー	総トン数（トン）	10,000未満			10,000以上		
			金額（円）	19,500			23,900		
		原油タンカー以外の船舶	総トン数（トン）	10,000未満			10,000以上		
			金額（円）	17,800			22,000		
第一種中間検査	油の排出防止に関する設備等及び油濁防止緊急措置手引書	タンカー	船舶の長さ（メートル）	45未満	45以上70未満	70以上100未満	100以上140未満	140以上180未満	180以上
			金額（円）	15,500	43,500	44,800	47,300	64,100	78,200
		タンカー以外の船舶	総トン数（トン）	10,000未満			10,000以上		
			金額（円）	14,500			16,900		
	有害液体物質の排出防止に関する設備等及び有害液体汚染防止緊急措置手引書		船舶の長さ（メートル）	45未満	45以上70未満	70以上100未満	100以上140未満	140以上180未満	180以上
			金額（円）	12,300	15,500	17,800	21,900	25,600	33,000
	大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書	原油タンカー	総トン数（トン）	10,000未満			10,000以上		
			金額（円）	19,200			21,400		
		原油タンカー以外の船舶	総トン数（トン）	10,000未満			10,000以上		
			金額（円）	17,500			19,600		
第二種中間検査	油の排出防止に関する設備等及び油濁防止緊急措置手引書	タンカー	船舶の長さ（メートル）	45未満	45以上70未満	70以上100未満	100以上140未満	140以上180未満	180以上
			金額（円）	12,800	22,300	22,900	24,600	31,600	41,900
		タンカー以外の船舶	総トン数（トン）	10,000未満			10,000以上		
			金額（円）	11,100			12,900		
	有害液体物質の排出防止に関する設備等及び有害液体汚染防止緊急措置手引書		船舶の長さ（メートル）	45未満	45以上70未満	70以上100未満	100以上140未満	140以上180未満	180以上
			金額（円）	10,500	12,300	14,000	16,600	17,600	23,000
	大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書	原油タンカー	総トン数（トン）	10,000未満			10,000以上		
			金額（円）	19,200			20,100		
		原油タンカー以外の船舶	総トン数（トン）	10,000未満			10,000以上		
			金額（円）	17,500			18,300		
臨時検査又は臨時航行検査	油の排出防止に関する設備等及び油濁防止緊急措置手引書	タンカー	船舶の長さ（メートル）	45未満			45以上		
			金額（円）	臨検回数1回につき　10,500			臨検回数1回につき　22,700		
		タンカー以外の船舶	金額（円）	臨検回数1回につき　9,900					
	有害液体物質の排出防止に関する設備等及び有害液体汚染防止緊急措置手引書		船舶の長さ（メートル）	45未満			45以上		
			金額（円）	臨検回数1回につき　10,200			臨検回数1回につき　19,100		
	ふん尿等の排出防止に関する設備		最大搭載人員（人）	臨検回数1回につき　11,000					
			金額（円）						
	大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書	原油タンカー	総トン数（トン）	臨検回数1回につき　12,600					
			金額（円）						
		原油タンカー以外の船舶	総トン数（トン）	臨検回数1回につき　11,300					
			金額（円）						
法第十九条の五十三の検査	油の排出防止に関する設備等及び油濁防止緊急措置手引書	タンカー	船舶の長さ（メートル）	45未満	45以上70未満	70以上100未満	100以上140未満	140以上180未満	180以上
			金額（円）	40,400	71,300	73,800	80,100	108,000	121,800
		タンカー以外の船舶	総トン数（トン）	10,000未満			10,000以上		
			金額（円）	36,000			40,000		
	有害液体物質の排出防止に関する設備等及び有害液体汚染防止緊急措置手引書		船舶の長さ（メートル）	45未満	45以上70未満	70以上100未満	100以上140未満	140以上180未満	180以上
			金額（円）	31,300	38,700	44,100	55,500	67,500	83,600
	ふん尿等の排出防止に関する設備		最大搭載人員（人）	200未満	200以上400未満	400以上600未満	600以上800未満	800以上1,000未満	1,000以上
			金額（円）	22,700	24,800	26,800	28,900	31,000	33,100
	大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書	原油タンカー	総トン数（トン）	10,000未満			10,000以上		
			金額（円）	26,500			30,900		
		原油タンカー以外の船舶	総トン数（トン）	10,000未満			10,000以上		
			金額（円）	25,000			29,100		

製造に係る予備検査	油水分離器	1個につき　50,100円
	標準排出連結具（ビルジ等排出防止設備のもの）	1個につき　2,600円
	標準排出連結具（ふん尿等排出防止設備のもの）	1個につき　2,600円
	ビルジ用濃度監視装置	1個につき　54,100円
	油分濃度計	1個につき　65,900円
	バラスト用濃度監視装置の監視記録装置	1個につき　52,100円
	流量計	1個につき　32,400円
	船速計	1個につき　32,400円
	バラスト用油排出監視制御装置の監視記録装置	1個につき　58,000円
	油水境界面検出器	1個につき　32,400円
	洗浄機	1個につき　20,500円
	通風機	1個につき　8,700円
	ふん尿等浄化装置	1個につき　59,300円
	ふん尿等処理装置	1個につき　55,000円
	液面計測装置	1個につき　5,000円
	圧力計測装置	1個につき　10,100円
	高位液面警報装置	1個につき　12,300円
	通気装置	1個につき　4,050円
	船舶発生油等焼却設備	1個につき　65,800円
改造、修理又は整備に係る予備検査	油水分離器	1個につき　25,000円
	ビルジ用濃度監視装置	1個につき　27,000円
	油分濃度計	1個につき　32,900円
	バラスト用濃度監視装置の監視記録装置	1個につき　26,000円
	流量計	1個につき　16,100円
	船速計	1個につき　16,100円
	バラスト用油排出監視制御装置の監視記録装置	1個につき　29,000円
	油水境界面検出器	1個につき　16,100円
	洗浄機	1個につき　10,200円
	ふん尿等浄化装置	1個につき　29,600円
	ふん尿等処理装置	1個につき　27,500円
	液面計測装置	1個につき　2,500円
	圧力計測装置	1個につき　5,000円
	高位液面警報装置	1個につき　6,100円
	通気装置	1個につき　2,000円
	船舶発生油等焼却設備	1個につき　33,300円

備考1　臨検回数は、船舶検査が1人1日につき4時間を超えない臨検時間をもつて1回とし、1日の臨検時間が4時間を超える場合は、これを2回として算出する。
2　臨時検査及び臨時航行検査の手数料の額は、この表に定める額が当該油の排出防止に関する設備等及び油濁防止緊急措置手引書又は有害液体物質の排出防止に関する設備及び有害液体汚染防止緊急措置手引書に係る定期検査の額を超える場合は、当該定期検査の手数料の額に相当する額とする。

別表第一及び別表第一の二を次のように改める。